

八千代市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月23日

八千代市長 服部 友則



八千代市条例第24号

八千代市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

八千代市道路占用料徴収条例（昭和39年八千代市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 表示面積，占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき，又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは，その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てる。

第3条第1項中第4号を削り，第5号を第4号とし，第6号を第5号とする。

第5条中「10.95パーセント」を「14.5パーセント」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第2条)

	占用物件	単位	占用料 (円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	1,360
	第2種電柱	1年	1,500
	第3種電柱		2,020
	第1種電話柱		740
	第2種電話柱		740
	第3種電話柱		740
	その他の柱類		87
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき
	地下に設ける電線その他の線類	1年	6
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	430
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	530
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,760
	郵便差出箱及び信書便差出箱		730
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	6,800
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	1,740	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.07メートル未満	長さ1メートルにつき 1年	100
	外径0.07メートル以上 0.1メートル未満		100
	外径0.1メートル以上 0.15メートル未満		290
	外径0.15メートル以上 0.2メートル未満		290
	外径0.2メートル以上 0.3メートル未満		290
	外径0.3メートル以上 0.4メートル未満		510
	外径0.4メートル以上 0.7メートル未満		510
	外径0.7メートル以上 1メートル未満		530
	外径1メートル以上		750
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げ	占用面積1	1,740	

る施設 法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			3,440
	地下に設ける通路			3,440
	その他のもの			1,340
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	45
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	450
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	450
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	5,400
	標識		1本につき1年	1,120
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	45
		その他のもの	1本につき1月	450
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	45
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	450
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,720
		その他のもの		2,400
	令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートル

		ルにつき1年	
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	680
令第7条第6号に掲げる仮設建築物			150
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.015を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を乗じて得た額
前各項に該当しないその他のもの		1平方メー	180

トル又は1 基につき1 月
---------------------

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の第3条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第5条の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。